

新潟県議会議員選挙区配当条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県条例第80号

新潟県議会議員選挙区配当条例の一部を改正する条例

新潟県議会議員選挙区配当条例（昭和33年新潟県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前																																																					
<p><u>新潟県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例</u></p> <p>公職選挙法（昭和25年法律第100号）<u>第15条第1項及び第8項の規定により、新潟県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の表のとおりとする。</u></p>	<p><u>新潟県議会議員選挙区配当条例</u></p> <p>公職選挙法（昭和25年法律第100号）<u>第15条第1項、第2項及び第8項の規定により、各選挙区において選挙しなければならない県議会議員の数を次のように定める。</u></p>																																																					
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">選挙区</th><th rowspan="2">議員数</th></tr><tr><th>名称</th><th>区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>新潟市北区選挙区</td><td>新潟市北区</td><td>2人</td></tr><tr><td>新潟市東区選挙区</td><td>新潟市東区</td><td>2人</td></tr><tr><td>新潟市中央区選挙区</td><td>新潟市中央区</td><td>3人</td></tr><tr><td>新潟市江南区選挙区</td><td>新潟市江南区</td><td>1人</td></tr><tr><td>新潟市秋葉区選挙区</td><td>新潟市秋葉区</td><td>2人</td></tr><tr><td>新潟市南区選挙区</td><td>新潟市南区</td><td>1人</td></tr><tr><td>新潟市西区選挙区</td><td>新潟市西区</td><td>3人</td></tr><tr><td>新潟市西蒲区選挙区</td><td>新潟市西蒲区</td><td>1人</td></tr><tr><td>長岡市三島郡選挙区</td><td>長岡市、出雲崎町</td><td>6人</td></tr><tr><td>上越市選挙区</td><td>上越市</td><td>5人</td></tr><tr><td>三条市選挙区</td><td>三条市</td><td>2人</td></tr><tr><td>柏崎市刈羽郡選挙区</td><td>柏崎市、刈羽村</td><td>2人</td></tr><tr><td>新発田市北蒲原郡選挙区</td><td>新発田市、聖籠町</td><td>3人</td></tr><tr><td>小千谷市選挙区</td><td>小千谷市</td><td>1人</td></tr><tr><td>加茂市南蒲原郡選挙区</td><td>加茂市、田上町</td><td>1人</td></tr><tr><td>十日町市中魚沼</td><td>十日町市、津南</td><td>2人</td></tr></tbody></table>	選挙区		議員数	名称	区域	新潟市北区選挙区	新潟市北区	2人	新潟市東区選挙区	新潟市東区	2人	新潟市中央区選挙区	新潟市中央区	3人	新潟市江南区選挙区	新潟市江南区	1人	新潟市秋葉区選挙区	新潟市秋葉区	2人	新潟市南区選挙区	新潟市南区	1人	新潟市西区選挙区	新潟市西区	3人	新潟市西蒲区選挙区	新潟市西蒲区	1人	長岡市三島郡選挙区	長岡市、出雲崎町	6人	上越市選挙区	上越市	5人	三条市選挙区	三条市	2人	柏崎市刈羽郡選挙区	柏崎市、刈羽村	2人	新発田市北蒲原郡選挙区	新発田市、聖籠町	3人	小千谷市選挙区	小千谷市	1人	加茂市南蒲原郡選挙区	加茂市、田上町	1人	十日町市中魚沼	十日町市、津南	2人	
選挙区		議員数																																																				
名称	区域																																																					
新潟市北区選挙区	新潟市北区	2人																																																				
新潟市東区選挙区	新潟市東区	2人																																																				
新潟市中央区選挙区	新潟市中央区	3人																																																				
新潟市江南区選挙区	新潟市江南区	1人																																																				
新潟市秋葉区選挙区	新潟市秋葉区	2人																																																				
新潟市南区選挙区	新潟市南区	1人																																																				
新潟市西区選挙区	新潟市西区	3人																																																				
新潟市西蒲区選挙区	新潟市西蒲区	1人																																																				
長岡市三島郡選挙区	長岡市、出雲崎町	6人																																																				
上越市選挙区	上越市	5人																																																				
三条市選挙区	三条市	2人																																																				
柏崎市刈羽郡選挙区	柏崎市、刈羽村	2人																																																				
新発田市北蒲原郡選挙区	新発田市、聖籠町	3人																																																				
小千谷市選挙区	小千谷市	1人																																																				
加茂市南蒲原郡選挙区	加茂市、田上町	1人																																																				
十日町市中魚沼	十日町市、津南	2人																																																				

郡選挙区	町	
見附市選挙区	見附市	1人
村上市岩船郡選挙区	村上市、関川村、栗島浦村	2人
燕市西蒲原郡選挙区	燕市、弥彦村	2人
糸魚川市選挙区	糸魚川市	1人
妙高市選挙区	妙高市	1人
五泉市東蒲原郡選挙区	五泉市、阿賀町	2人
阿賀野市選挙区	阿賀野市	1人
佐渡市選挙区	佐渡市	2人
魚沼市選挙区	魚沼市	1人
南魚沼市南魚沼郡選挙区	南魚沼市、湯沢町	2人
胎内市選挙区	胎内市	1人

<u>新潟市北区選挙区</u>	<u>2人</u>
<u>新潟市東区選挙区</u>	<u>2人</u>
<u>新潟市中央区選挙区</u>	<u>3人</u>
<u>新潟市江南区選挙区</u>	<u>1人</u>
<u>新潟市秋葉区選挙区</u>	<u>2人</u>
<u>新潟市南区選挙区</u>	<u>1人</u>
<u>新潟市西区選挙区</u>	<u>3人</u>
<u>新潟市西蒲区選挙区</u>	<u>1人</u>
<u>長岡市三島郡選挙区</u>	<u>6人</u>
<u>上越市選挙区</u>	<u>5人</u>
<u>三条市選挙区</u>	<u>2人</u>
<u>柏崎市刈羽郡選挙区</u>	<u>2人</u>
<u>新発田市北蒲原郡選挙区</u>	<u>3人</u>
<u>小千谷市選挙区</u>	<u>1人</u>
<u>加茂市南蒲原郡選挙区</u>	<u>1人</u>
<u>十日町市中魚沼郡選挙区</u>	<u>2人</u>
<u>見附市選挙区</u>	<u>1人</u>
<u>村上市岩船郡選挙区</u>	<u>2人</u>
<u>燕市西蒲原郡選挙区</u>	<u>2人</u>
<u>糸魚川市選挙区</u>	<u>1人</u>
<u>妙高市選挙区</u>	<u>1人</u>
<u>五泉市東蒲原郡選挙区</u>	<u>2人</u>
<u>阿賀野市選挙区</u>	<u>1人</u>
<u>佐渡市選挙区</u>	<u>2人</u>
<u>魚沼市選挙区</u>	<u>1人</u>
<u>南魚沼市南魚沼郡選挙区</u>	<u>2人</u>
<u>胎内市選挙区</u>	<u>1人</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の新潟県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を告示される新潟県議会議員の一般選挙から適用し、施行日以後初めてその期日を告示される新潟県議会議員の一般選挙の告示の日の前日まで

にその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。